

奈良県営水道企業管理規程第七号

水道局
各課
各出先機関

県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「正規の勤務時間以外の時間（条例第十条に規定する休日等及び同条後段に規定する管理者が定める日における正規の勤務時間を含む。）を「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）」、奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）第五条第五項から第七項までの規定に基づく週休日又は条例第十条前段に規定する休日等若しくは同条後段に規定する管理者が定める日」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項を第七項とする。

附則第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「三級、四級又は五級の職員及び企業職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が三級の職員」を「五級である職員のうち条例第四条第一項に規定する職員（同項の管理者が指定する職において当該職員が占める職に係る区分が七種であるものを除く。）であるもの」に改め、同項第四号中「百分の一・四」を「百分の一・二」に改める。